

# 令和6年度森林サービス産業推進支援業務仕様書（案）

## 1. 目的

森林生態系の保全と森林空間を利用した健康・観光・教育等の様々なサービスが共存する「森林サービス産業」を振興するため、創業希望者の掘り起こし、創業の支援、事業者同士の交流促進等により、森林サービス産業に携わる者の裾野の拡大を図る。

## 2. 業務内容

### (1) 創業セミナー・交流会

#### ①創業セミナー

- ・ 創業者を掘り起こすためのセミナーを1回開催すること（参加者20名を対象）
- ・ セミナーは、創業を希望する者が創業に必要な知識を学ぶことができ、創業について基礎的な知識を習得できる内容となるよう企画すること
- ・ セミナーに必要な資料を作成すること
- ・ 開催周知、参加者のとりまとめ、参加者との調整を行うこと
- ・ 講師の手配及び旅費、謝金の支払いを行うこと

#### ②交流会

- ・ 森林サービス産業の裾野を広げるため、創業創業者の掘り起こし、地域の中核的プレーヤーとなる人材同士の交流を目的とした交流会を実施すること
- ・ 実施を予定している交流会の内容は以下のとおり

対象	地域おこし協力隊、市町村職員等 20名程度
場所	木曾管内
内容	・ 地域おこし協力隊による体験談、講義等 ・ クラウドファンディングを活用した創業のポイント オンライン研修：8月（2回） 現地研修：9月（1泊2日を想定） 成果発表会：2月

- ・ 交流会の参加者取りまとめを行うこと
- ・ 参加者の宿泊の手配を行うこと
- ・ 講師の旅費、謝金の支払いを行うこと

### (2) 森林サービス産業推進体制整備

県が主体となり令和6年に設立予定の「森林サービス産業推進ネットワーク（仮称）」（以下、ネットワークという）の運營業務として、以下の業務を行うこと。

#### ①相談窓口の設置、運営

- ・ ネットワークへの加入、募集、受付等の手続きを行うこと
- ・ 創業を検討している者、森林サービス産業に取り組んでいる者から相談があった際に、県の支援制度（専門家派遣、補助制度）等を案内する相談窓口を運営すること
- ・ 相談対応は、原則、電話又は電子メールにより行うこと
- ・ 県内の森林サービス産業に取り組む事業者等の情報収集を行うとともに、ネットワークに加入している者へ県の施策、イベント情報、取組事例の情報発信を行うこと

#### ②専門家派遣

- ・ 創業に向けた事前相談及び創業準備・初期段階の事業者に対して、助言・指導を行える専門家の派遣を行うこと（延べ活動数 10回程度）
- ・ 森林サービス産業に取り組んでいる地域の課題解決に向けた専門家の派遣を行うこと（延べ活動数 10回程度）
- ・ 相談内容に応じて適当な専門家を手配するとともに、派遣希望者と専門家との各種

調整を行うこと

- ・派遣した専門家に対する旅費、謝金を支払うこと

### (3) 地域コーディネーター・ガイド育成等

#### ①地域コーディネーター育成

- ・地域の森林の癒し効果を活用したプログラムをコーディネートをするために必要な知識を習得する研修を**2回開催**すること（各回20名程度を目安とする。）
- ・以下の科目を学ぶ研修（座学及び実地）とすること

研修科目
1. コミュニケーション能力
2. プログラム作成能力
3. 安全管理・リスクマネジメント
4. マーケティング
5. プロモーション
6. 地域ブランディング

- ・コーディネーターの育成に意欲的な地域を選定すること
- ・講習会の開催周知、募集、参加者との調整は受託者が行うこと
- ・受講者及び修了科目の名簿を整備すること
- ・研修終了後はアンケート等を実施すること
- ・講師の旅費、謝金の支払いを行うこと

#### ②癒しガイド育成

- ・初級及び中級者向けの研修をそれぞれ**1回（計2回）開催**すること
- ・講習会の開催周知、募集、参加者との調整は受託者が行うこと
- ・各研修会において、講師の旅費、謝金の支払いを行うこと

##### (ア) 初級講座（座学・実地体験）の実施

- ・森林の癒しガイドツールを活用した一般的な座学及び実地体験とし、森林内での体験活動の方法や狙いとその効能（エビデンス）について学ぶ研修とすること
- ・対象はガイド活動に関心を持つ県内在住の方とし、概ね20名程度を目安とする。
- ・研修終了後、ガイドとして活動する意思の有無、希望活動地域等についてアンケートを行い、各地域への情報提供、新規のガイド人材確保に繋がる研修とすること

##### (イ) 中級講座（座学、実地）の実施

- ・森林の癒しガイドツールを活用しながら、ガイドレベルの統一と、ガイド手法の向上を図る研修とすること
- ・対象は、既にガイド講習（初級）等を受講済みで、ガイドとして活動する意思を有する者、または既に活動をしている者のち、学び直しをしたい者とし、概ね20名までを目安とし、終了後は名簿を整備すること
- ・ガイド育成に意欲的な地域を選定すること
- ・研修終了後はアンケート等を実施すること

#### ③森林の癒しガイド制度（仮称）の構築・試行

- ・森林の癒しガイドを行う人材について、知識・技術の一定の水準を担保するための登録制度を検討すること
- ・登録に必要な要件、登録の判定方法、登録プロセス等を具体化した上で、試行すること
- ・本登録制度について、世間に浸透が見込まれる名称を提案すること

- ・本登録制度を試行し、登録されたガイドを対象に、スキルアップ及び登録したガイド同士の交流を目的とした研修会を1回開催すること

#### (4) 県事業アウトソーシング検討

民間のノウハウを活用しながら多様な主体が森林づくり及び森林の利活用分野への参画を拡大するとともに、円滑な事業実施ができる仕組みを構築するため、県事業のアウトソーシングを検討する調査を実施

**対象事業：**森林の里親事業、学びと育ちの森林づくり事業

##### ①実態調査（4か所程度）

- ・当該業務の執行に係る課題を整理するため、地域振興局、市町村職員等にヒアリングを行うこと

##### ②ニーズ把握調査（4か所程度）

- ・森林の里親事業については、企業等が当該事業に参画することに求めるメリット及び今後事業をアウトソーシングする際の改善点等を把握するためのヒアリングを行うこと
- ・学びと育ちの森林づくり事業については、事業実施主体が円滑に事業を行うため、本事業に求める改善点等を把握するためのヒアリングを行うこと

##### ③他地域事例調査（2か所程度）

- ・他自治体において、類似事業をアウトソーシングしている事例の調査（2か所程度）

##### ④分析、アウトソーシング執行方法の報告

- ・調査結果を分析し、アウトソーシングの手法を検討すること
- ・事業のアウトソーシングを担う者に求められる素質、体制、知見等を整理すること
- ・アウトソーシングした際、事業を担う者の具体的な業務内容、事業の実施フロー、波及効果を整理すること
- ・アウトソーシングを実施した場合の経費を積算すること